

新型コロナウイルス感染症対策に係る休業要請施設の考え方

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
総括情報部

今回の休業要請は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項において、都道府県知事が新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、多数の者が利用する施設を管理する者等に実施するとされており、具体的な施設の種類については同法施行令第11条において定められています。沖縄県実施方針の別紙1「基本的に休止を要請する施設」では、この施行令で掲げられた施設の種別をベースに、具体的な施設は他県事例を参考に作成しています。

緊急事態宣言の対象地域においては、不要不急の外出自粛や最低7割、極力8割程度の接触機会低減を求められていますので、医療施設等、社会生活を維持する上で必要な施設を除き、基本的に休業要請対象となります。

ただし、休業要請はあくまで事業者の「施設」に対して行うものとなっています。厚生労働省によると、新型コロナウイルスの集団感染、いわゆる「クラスター」は、(1)換気の悪い「密閉」空間、(2)多数が集まる「密集」場所、(3)間近で会話や発声をする「密接」場面、という「三つの密」が重なった場合に発生するリスクが高いとされています。そのため、休業要請は、屋内施設の利用を停止または制限することで、特に「密閉」空間を避けることを目的としています。

このことから、休業要請は屋内施設を運営する事業者が対象となるため、業種を問わずに対象・対象外のケースが生じると考えられます。例えば、マリンスポーツ関係の場合、集合から解散まで屋外で完結する場合は休業要請対象外である一方、座学の講習や着替え、料金支払等のために屋内施設へ来場者が入る必要がある場合には、要請対象となります。

なお、緊急事態宣言下においても、オフィス等については、基本的には自社社員しかいないことから、各職場において感染予防対策を行って頂くことを要請しており、休業要請の対象とはなっていません。工場や工房についても、自社社員のみ出入りすることが想定されるため、基本的に対象外となります。

また、学校や保育所等は、これまでの研究により感染リスクが高い施設等とされており、休業要請の対象となっています。

そして、国民生活への影響を最小限に抑えるため、社会生活を維持する上で必要と考えられる施設は、実施方針の別紙2「基本的に対象外の施設」として休業要請の対象にはしておらず、適切な感染防止対策の協力を要請することにとどめています。